

「MarcheRu」 会員規約

第 1 条（目的）

「MarcheRu」は、本スタジオ（所在地：東京都調布市仙川町 1 丁目 15－4 鍋屋ビル 1F）で行われる様々なプログラムへの参加により、会員が心身の健康維持・増進、会員間の交流や地域社会との繋がりを図ることを目的とします。

第 2 条（入会）

- ①MarcheRu は会員制とし、入会契約により利用することができます。
- ②会員の契約期間は月単位とし、所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

第 3 条（入会資格）

MarcheRu の入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。

- ①健康促進を目的とする 18 歳以上の女性で、本会則を理解・承認し、諸規則を遵守する方。
- ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- ③他の会員および本スタジオスタッフ（以下「スタッフ」といいます）に迷惑をかける恐れがない、または会員として好ましくない行為をしない方。
- ④過去に MarcheRu より除名等の通告を受けていない者（ただし、除名等の原因が改善された等の場合で、MarcheRu が再入会資格と認めた者は除きます）
- ⑤MarcheRu が別途定める審査手続において入会資格が認められた者。

第 4 条（会員証）

- ①入会手続き後に会員証をお渡しします。
- ②会員証は必ず入館時にご提示いただきます。
- ③会員証は他の会員ないし第三者（以下まとめて「他の会員等」といいます）に貸与または譲渡することはできません。
- ④会員は、会員証を紛失し、あるいは盗まれた場合は、速やかに本クラブにその旨を届け出なければなりません。その際、会員は、再発行手数料を支払い、会員証の再発行手続をとることができます。
- ⑤会員は会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還していただきます。

第 5 条（会費・諸費用）

- ①会員は定められた会費・その他料金を所定の方法で、所定の期日に納入していただきます（銀行口座振替の場合は入会月および翌月の会費と入会金が初回引落時にご指定の口座より引き落とされます）。クレジット決済の場合は入会月および翌月の会費と入会金が入会手続き時に即時決済となります）
- ②会費・その他料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、変更日以降の会費・その他料金に係る消費税について、法改正の内容に従い料金改定が実施されます。
- ③会費・その他料金の金額および支払時期、支払方法等は MarcheRu がこれを決定します。
- ④退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。
- ⑤MarcheRu は本スタジオの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会費・その他料金等の金額を改定することができるものとします。

- ⑥月会費を滞納している場合、施設のご利用ができません。
- ⑦一旦納入された諸費用は、法令の定め又は MarcheRu が認める理由がある場合を除き、返還しません。
- ⑧会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、自らの会員種別により必要となる諸費用を支払うものとします。

第 6 条（退会）

- ①解約手続きは、会員本人が本スタジオ窓口までお申し出ください。
- ②会員は前項の手続を代理人に行わせ、又は電話その他の方法により行うことはできません。ただし、会員が入院し、又は転居するなど、会員本人の来店による退会手続が不可能な場合にはこの限りではありません。
- ③退会希望月の前月末日迄(休業日の場合は前営業日)に所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。(例：2026 年 7 月 31 日退会申し込みの場合、2026 年 8 月末日退会)
- ④退会月の会費について、月途中での退会手続きであっても、全額の支払いが必要となります。未払料金のある場合、全て支払いが完了するまで退会後も支払の義務が発生します。

第 7 条（会員資格の譲渡、相続、貸与）

会員は、どのような場合においても、その会員資格を第三者に譲渡や相続または貸与することはできません。

第 8 条（会員除名）

次のいずれかに当たる場合は、資格停止処分あるいは除名処分等の処分をなされることがあります。また、各項に該当し除名された会員は、その後 MarcheRu に入会および本スタジオに立ち入ることができなくなります。

- ①本会則、その他 MarcheRu が定める諸規則に違反したとき。
- ②本スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- ③会費、その他料金の支払いを 3 か月以上怠ったとき。
- ④入会に際して虚偽の申告をしたとき。
- ⑤MarcheRu が本スタジオの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑥暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
- ⑦他の会員に対する迷惑行為、スタジオ運営に著しい支障を与えるような行為をしたとき。
- ⑧第 14 条各号の禁止行為を行ったとき。
- ⑨その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第 9 条（プログラム受講申込み）

スマートフォンなどを利用した予約管理システムによる受講予約が可能です。なお定員になり次第、申し込みを締め切ります。プログラムの途中入退場は原則可とします。プログラム開始時間にキャンセルの申し出をしなかった場合は無断欠席とし、プログラムを 1 回受講したものとみなします。

第 10 条（プログラム体験）

プログラムの見学や体験（原則おひとり様 1 回限り）ができます。事前申し込みが必要となります。詳細は本スタジオまでお問い合わせください。

第 11 条（プログラムの中止・変更等）

- ①台風・地震などの自然災害や、講師の病気・けがなどの事情でプログラムを中止・変更する場合があります。
- ②上記以外の理由でも、代理講師での実施や、講座内容を一部変更することがあります。

第 12 条（受講に際してのお願い）

- ①会員の言動などがプログラムに支障をきたし、講師や他の会員に迷惑をかける行為があった場合は、退室、退会していただくことがあります。
- ②プログラム開始 20 分前から入室できます。終了後は速やかに退室してください。
- ③お持ち込みの用具、教材などはその都度お持ち帰りください。
- ④プログラムの受講にあたっては日ごろの体調管理に十分ご注意ください。特にスポーツプログラムや・外出プログラムを受講される場合は、当日の健康状態をチェックして参加ください。受講中に発生した急病、傷害については応急処置のみ行いますが、その後の治療やその他の責は負いません。
- ⑤身の回り品、特に貴重品の管理には十分ご注意ください。施設内での私物の盗難、破損、紛失については損害賠償の責は負いません。

第 13 条（免責事項）

- ①運動・体操系サービスの利用により発生した怪我・疾病について、MarcheRu は一切の責任を負いません。会員は自己責任で参加してください。
- ②セミナー系サービスにおける情報は一般的な知識提供であり、投資・医療・税務等の結果を保証するものではありません。
- ③イベント系サービスにおける交通・宿泊・食事に関するトラブルについて、MarcheRu は責任を負いません。
- ④物販・モニター商品について、MarcheRu は品質保証を行いません。必要に応じてメーカーにお問い合わせください。

第 14 条（禁止事項）

本スタジオ内および本スタジオ周辺において、次の行為を禁止します。

- ①動物をスタジオ内に持ち込むこと。（身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く）
- ②刃物等の危険物をスタジオ内に持ち込むこと。
- ③スタジオ内の喫煙。（電子タバコ・無煙タバコを含む）
- ④スタジオ内で許可なく撮影・録音すること。
- ⑤本スタジオの諸施設・器具・備品その他物品の損壊や持ち出し。
- ⑥他の会員やスタッフ、本スタジオ、MarcheRu および運営会社等を誹謗、中傷すること。
- ⑦本スタジオにおいて許可なく物品の売買その他パーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為や政治活動、宗教活動、署名活動をすること。
- ⑧他の会員やスタッフの身体への暴力行為。暴言、恫喝、大声を出す、その他威嚇行為。他の会員等が恐怖を感じる危険な行為。
- ⑨公序良俗に反する行為。
- ⑩他の会員等やスタッフへのストーカー行為。
- ⑪正当な理由なく、従業員の業務を妨げる行為。
- ⑫他の会員等のスタジオ利用を妨げる行為。
- ⑬支払うべき会費その他の料金を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
- ⑭その他、本スタジオの秩序を乱す行為ならびに本条各号に準じる行為。
- ⑮講師への謝礼（お中元、お歳暮など）
- ⑯本スタジオが提供する教材・コンテンツの無断転載・複製（本スタジオまたは正当な権利者に知的財産権が帰属します）。

第 15 条（緊急時）

火災、地震などの災害発生の場合、スタッフの指示のもと冷静に行動してください。

第 16 条（個人情報の保護）

個人情報保護の取り組みについてはホームページをご覧ください。

個人情報の秘密の保持には万全を期しています。講師や会員の住所、電話番号などの個人情報は、本人に無断で第三者にお教えすることはありません。ただし、会員の身体、生命にかかわる緊急事態の場合は除きます。

なお、外出プログラム等に関しては、開催時の緊急連絡などのため、受講申し込みの際に受講者のご承諾をいただいたうえで、旅行会社等に参加予定会員の連絡先一覧を渡す場合があります。

第 17 条（施設の閉鎖・休業）

1 MarcheRu は、次の各号の一つに該当するとき、本クラブの諸施設の全部又は一部を閉鎖し、又は本クラブを休業することができます。

①気象災害その他外因的事由により、会員に被害が及ぶと判断したとき。

②施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ないとき。

③定期休業等による場合。

④その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと MarcheRu が判断したとき。

2 MarcheRu は、本クラブの諸施設の全部又は一部の閉鎖又は本クラブの休業が予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定め又は MarcheRu が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されることや免除されることはありません。

第 18 条（スタジオの閉業）

次の理由により、本スタジオを閉業することがあります。

①気象、災害等によりスタジオが閉鎖され、再開業が困難であると判断したとき。

②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

第 19 条（会則の改定）

MarcheRu は本会則を改定することがあります。改定された会則は、改定日より全会員に適用されるものとします。また、MarcheRu が本会則を改定する場合には、速やかに会員に告知するものとします。

第 20 条（告知方法）

本会則の改定にあたっては、スタジオ内に掲示および、MarcheRu のホームページ等への掲示にて告知するものとします。

第 21 条（休会と再入会の事務手続きについて）

①休会手続は、会員本人がスタジオ窓口までお申し出ください。

②会員は前項の手続を代理人に行わせ、又は電話その他の方法により行うことはできません。ただし、会員が入院し、又は転居するなど、会員本人の来店による退会手続が不可能な場合にはこの限りではありません。

③休会希望月の前々月末日迄(休業日の場合は前営業日)に所定の手続を完了する事により、希望月で休会するこ

とができます。

④一回の休会届の提出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会中の会費・諸費用は本クラブの定める金額とします。休会最終月の前々末までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより休会期間を延長することができます。ただし、一回の休会期間は連続6か月間までとします。

休会制度利用後、休会期間と同じ期間が経過するまでは、休会制度のご利用は不可となります。

第22条（オプション）

会員資格を取得した者は、オプション料金を会費とともに支払うことにより、申込月の翌月1日付で別途定めるオプションを付加することができます。ただし、本クラブ側の運営上の都合により、申込可能人数に制限を設ける場合や、オプション自体を廃止する場合があります。

第23条（MarcheRuの損害賠償責任）

①MarcheRuは、会員が本クラブの諸施設を利用中に受けた損害について、原則として、会員各自の自己責任とし、MarcheRuは責任を負いません。但し、MarcheRuの責に帰すべき事由のある身体的受傷については、5万円を限度（故意又は重大な過失があった場合を除きます）として賠償することとし、体験者についても同様とします。

②MarcheRuは、会員同士の間が生じた係争やトラブルについて一切関与せず、原則として責任を負いませんが、前項同様とします。

第24条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブの諸施設を利用中に、その責めに帰すべき事由によりMarcheRu又は第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責めを負うものとします。

第25条（裁判管轄）

本規約その他の本クラブの諸規則に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（会費・諸費用の変更及び運営システム変更について）

①MarcheRuは、本規約に基づいて会員が負担すべき会費・諸費用及び施設運営システムについて、必要に応じてこれらを変更することができます。

②MarcheRuは、前項に定める会員が負担すべき会費・諸費用及び施設運営システムを変更するときは、一ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

第27条（プラン変更）

①プラン変更手続きは、会員本人がスタジオ窓口までお申し出ください。

②会員は前項の手続を代理人に行わせ、又は電話その他の方法により行うことはできません。ただし、会員が入院し、又は転居するなど、会員本人の来店による退会手続が不可能な場合にはこの限りではありません。

③プラン変更希望月の前々月末日迄(休業日の場合は前営業日)に所定の手続きを完了する事により、希望月でプラン変更することができます。

④プラン変更費用は本クラブの定める金額とします。

(クレジットカード支払いに関する規約)

第1条(定義)

クレジットカード支払いとは、会員がクレジットカード会員番号・有効期限等を MarcheRu に登録することで、MarcheRu に支払う定期料金を指定したクレジットカードの発行会社（以下「カード会社」といいます）が定める規約に基づき支払うことをいいます。

第2条（注意事項）

- ①会員は、MarcheRu に対しクレジットカード支払の変更または解約を申し出ない限り、指定したクレジットカードにより、継続的に定期料金を支払います。
- ②会員は、指定したクレジットカードの会員番号・有効期限に変更があった場合は、速やかに MarcheRu に申し出るものとします。
- ③会員は、カード会社により、会員番号・有効期限が更新された場合であっても、引き続き更新されたクレジットカードにより定期料金を支払います。
- ④会員は、カード会社の規約により会員資格を喪失し、カード会社によりクレジットカード支払が解除された場合や、クレジット支払が承認されない場合、MarcheRu から直接、定期料金の請求がなされる場合があることを予め了承します。
- ⑤会員は、会員とカード会社間の契約に基づき行われる請求、支払い等の一切の行為に関して、自らの責任においてこれに対応するものとします。

附則

本会則は、2026 年 3 月 2 日より施行いたします。

以上